

新型コロナウイルス感染症対策について

長崎県長寿社会課

施設・介護サービス班

新型コロナウイルス感染予防の徹底

- (1) 平時からの準備として
- (2) 事業所職員の自己学習
- (3) 「高齢者施設における感染対策のための
チェックリスト」 (別紙1)
- (4) 緊急包括支援事業の活用について

(1) 平時からの準備として

1. 感染防止対策の徹底

- マスクの着用、手指衛生の徹底、共通で使用する場所・物の定期的な消毒の徹底。
- 職員の休憩室や事務室は、密にならないように距離をとり(最低1m)、換気を徹底。

2. 利用者・職員の健康観察

- 検温、咳、食欲低下、元気のなさ等をチェック・集計し、表・グラフ化。→「N-CHAT」の活用
- 職員は、発熱などの症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底。

3. ケア記録や来訪者の記録整備

- 勤務表・職員のケア記録(どの職員がいつどの利用者をケアしたのか)
- 面会者や外部業者の名簿、来訪日時、連絡先の記録整備。

4. 感染者発生時(疑い例含む)の連絡体制等整備

- 有症状者が出た場合に相談する施設協力医等を確認。
- 感染者が出た場合の連絡・報告先を明確にする。
- 保健所や指定権者等の行政機関との連絡調整者を設定。

(1) 平時からの準備として

★「N-CHAT」(健康管理アプリ)

介護サービス事業所において、職員・利用者の日々の健康状態を入力し、各法人における職員・利用者の健康状態の一元的な管理・確認等に役立てていただくことが主な目的。※一部事業所には既に案内済み。(47法人申請(9月14日時点))

※注意※

○アプリに入力した健康状態の情報が、自動的に県や医療機関・保健所等の関係機関に共有されるものではありませんのでご注意ください。

○“法人単位”での申込みとなります(事業所単位ではありません)。

○自己学習型チェックシート(長崎大学病院制作)取組後にお申し込みください。

[県ホームページ掲載箇所]

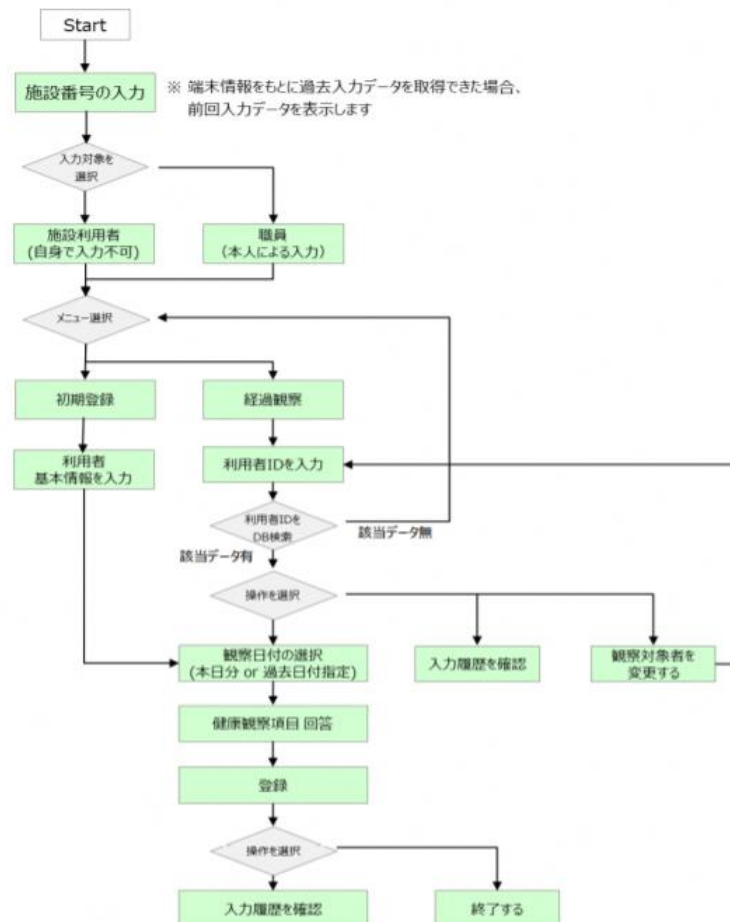
ホーム>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ
>インフルエンザ対策・熱中症予防・感染症対策など

(1) 平時からの準備として

県HP掲載資料より抜粋

1. 健康管理アプリ 全体像 健康観察 入力フロー

■ 入力フローは以下のように設定しております。



(1) 平時からの準備として

県HP掲載資料より抜粋

2. 健康観察管理画面 基本情報 (2) 統計画面

■ 統計情報の画面項目は以下の通りです。



No	機能名	説明
①	施設フィルター	施設絞込みが可能。ログインIDの間覧権限に応じて、選択できる施設が異なる。
②	入力数推移グラフ	健康観察を入力した人数の推移が日次で表示。直近14日分を表示する。
③	入力者数割合グラフ	1度でも入力したことのある人数に対する本日の入力者数の割合を表示。未入力者の確認に活用可能
④	有症状者数ヒートマップ	各症状ごとの人数をヒートマップ(色付け)して表示。特定の症状がある対象者の観察に活用。
⑤	有症状者数グラフ	1つでも症状が有る人の人数を日次でグラフ表示。直近14日分を表示する。 症状発生数の変化に気づきやすくする。
⑥	発熱者数グラフ	発熱(37.5℃以上)のある人の人数を日次でグラフ表示。直近14日分を表示する。
⑦	うつ症状者数グラフ	うつスクリーニング項目(憂鬱、興味がわかない)を訴えている人数を日次でグラフ表示。 直近14日分を表示する。

(1) 平時からの準備として

★訪問サービスの継続について

(「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)令和2年4月7日」抜粋)
「社会福祉施設等(居宅を訪問して行うサービス)における感染防止に向けた対応について」

1. 感染防止に向けた取組

(3)ケア等の実施に当たっての取組(基本的な事項)

○ サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し(可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい)、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。

- ・ サービスを行う事業者等は、保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、**感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。**
- ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行うこと。

(2) 事業所職員の自己学習

長崎大学病院 感染制御教育センター 「高齢者施設向け新型コロナウイルス感染防止対策」動画

1.新型コロナウイルス感染症の特徴(17分40秒)／長崎大学病院 感染制御教育センター長 泉川 公一 先生

2.感染患者さんを早期にみつけるための注意点(19分20秒)／同センター副センター長 田代 将人 先生

3.感染対策とその注意点(25分)／同センター看護師長 元川 津留美 先生

1. 感染疑い入所者の早期発見と対応について
2. 感染を持ち込ませない対応について
3. 感染対策実施時の注意点

〔県ホームページ掲載箇所〕

ホーム>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ
>インフルエンザ対策・熱中症予防・感染症対策など

(2) 事業所職員の自己学習

ホーム > 分類で探す > 福祉・保健 > 高齢者・介護保険 > 長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ > インフルエンザ対策・熱中症予防・感染症対策など

メニュー

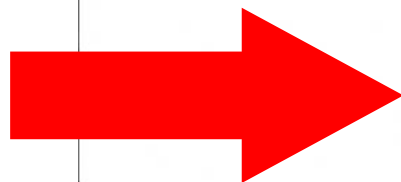
- ▶ [介護保険関連情報](#)
- ▶ [マイナンバー制度について](#)
- ▶ [集団指導関係](#)
- ▶ [長崎県介護保険事業所等向けメール配信について](#)
- ▶ [災害時避難計画](#)
- ▶ [インフルエンザ対策・熱中症予防・感染症対策など](#)
- ▶ [注意喚起・お知らせ・イベント案内等](#)
- ▶ [外国人技能実習生に対する介護職員の追加について](#)

インフルエンザ対策・熱中症予防・感染症対策など

- [新型コロナウイルス関連肺炎](#)
- [感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について](#)
- [食中毒予防の徹底について](#)
- [高齢者介護施設等における新型インフルエンザ対策](#)
- [熱中症予防](#)
- [レジオネラ症](#)
- [結核](#)

N-CHAT（健康管理アプリ）の導入について

介護サービス事業所において、職員・利用者の日々の健康状態を入力し管理することができる「健康管理アプ



長崎大学病院 高齢者施設向け新型コロナウイルス感染防止策動画配信

長崎大学病院感染制御教育センター長 泉川公一先生による高齢者施設向けの感染防止策動画を長崎大学病院ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

[長崎大学病院ホームページ](#) (外部サイトへ移動します)

[高齢者施設 自己学習型チェックシート](#) (外部サイトへ移動します。令和2年9月1日更新)

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

- [【事務連絡】接触確認アプリ（令和2年6月19日）](#) [PDFファイル/2MB]

(3) 高齢者施設における感染対策のためのチェックリスト

【感染症対応力向上】

- ☑ ①感染症対応マニュアルが作成・更新されている。
- ☑ ②職員名簿が作成されている。
- ☑ ③職員の兼務状況が把握されている。
- ☑ ④職員の発熱や有症状などの健康管理がなされている。
- ☑ ⑤利用者の発熱や有症状などの健康管理がなされている。
- ☑ ⑥更衣室、食堂、休憩室等で職員が密にならないような使用方法を検討し導入されている。
- ☑ ⑦職員の施設外での感染リスク行動を控えるようにしている。
- ☑ ⑧利用者が利用するエリアでの密を避ける方法の検討と導入がされている。

(3) 高齢者施設における感染対策のためのチェックリスト

【感染症対応力向上】

- ☑ ⑨適切な環境整備が実施されている。
- ☑ ⑩面会制限・入館者管理がされている。

【感染発生時の想定】

- ☑ ⑪職員の体調不良時の欠勤体制が整備されている。
- ☑ ⑫感染発生時に備え、個室管理、生活空間の区分けの検討を行っている。

(3) 高齢者施設における感染対策のためのチェックリスト

【物資の確保等】

- ☑ ⑬個人防護具(PPE)、手指衛生物品の在庫を確認している。
- ☑ ⑭N95マスクのフィットテスト実施状況や個人防護具(PPE)着脱手順の確認がされている。

【関係者の連絡体制】

- ☑ ⑮感染対策に係る関係者の連絡先を確認している。

【情報共有】

- ☑ ⑯感染者発生時の対応方針について、利用者、家族と共有している。
- ☑ ⑰感染者発生時の対応方針について、協力医療機関と共有している。

(4) 緊急包括支援事業の活用について

①感染症対策の支援

■対象事業所:すべての介護サービス事業所・施設等

■支援対象経費:感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために発生したかかり増し経費

(例)感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用 等

(4) 緊急包括支援事業の活用について

②在宅サービス事業所における環境整備への助成

■対象事業所:すべての在宅サービス事業所

■支援対象経費:「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要するものの購入経費

(例)長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 等

○緊急包括支援事業を積極的にご活用いただき、感染症対策の継続をお願いいたします。

(4) 緊急包括支援事業の活用について

※申請書作成時の留意事項※

- 入力不要のセルに入力し、支払不可になるケースが散見されます。
申請書作成時は、長寿社会課HPに掲載している「事業所・施設等申請マニュアル」をご一読ください。
- 事業所番号誤りが多く見受けられます。
支払が1月遅れますので、申請前に必ず再度確認をお願いします。
- 事業所番号は半角数字でご入力ください。

[県ホームページ掲載場所]

ホーム>組織で探す>福祉保健部・長寿社会課>長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)について

	チェック項目	ポイント	チェック
○感染症対応力向上			
【健康管理】	① 職員の発熱や有症状などの健康管理がなされている。	施設全体の職員の健康管理と記録を行う。異常（発熱等）探知と報告の実施により、異常の集積に気づくシステムを構築する。（異常がないことの記録も重要）軽症であっても休める環境づくりや、勤務状況の確実な把握が重要となる。	
【健康管理】	② 利用者の発熱や有症状などの健康管理がなされている。	持病なども考慮し、感染の早期発見を念頭においた健康管理が実施されている。	
【三密】	③ 更衣室、食堂、休憩室等で職員が密にならないような使用方法を検討し導入されている。	職員同士の感染伝播を防ぐため、職員が密になる勤務状況を網羅的に把握し、リスクを抑えるための対策を行う。（休憩室、控室、食事等）	
【三密】	④ 利用者が利用するエリアでの密を避ける方法の検討と導入がされている。	食堂、共同生活室、機能訓練室などの利用者が共同で利用するエリアで密にならないような対応がとられている。	
【環境整備】	⑤ 適切な環境整備が実施されている。	供用物等を介した感染拡大を防ぐため。利用者や職員が複数で利用する場所での整理整頓および高頻度接触面のふき取り、消毒を実施する。	
○物資の確保等			
【備蓄体制】	⑥ 個人防護具（PPE）、手指衛生物品の在庫を確認している。	発生時に備えた平時からの備蓄を確認する。	
○関係者の連絡体制			
【連絡体制】	⑦ 感染対策に係る関係者の連絡先を確認している。	利用者又は職員において感染が疑われる場合は速やかに協力医療機関等に相談する。発熱や有症状がある場合は保健所に連絡し指示を受ける。感染が確認された場合は所管する県又は市町に報告する。	

チェック数 7/7